

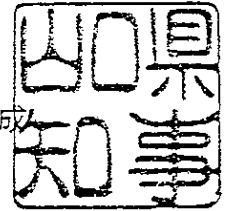
平成12年(2000年)6月5日

通商産業大臣

深谷隆司様

山口県知事

二井 関



ユービーイーパワーセンター発電設備環境影響評価準備書
に係る知事意見について(意見)

平成12年1月5日に(株)ユービーイーパワーセンターから提出された環境影響評価準備書については、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13の規定に基づき、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べますので、電気事業法第46条の14の規定による事業者に対する勧告に当たっては、本意見を十分に反映されますようお願いします。

なお、本件についての宇部市長の意見は別添のとおりです。

記

(総括的事項)

当該計画においては、対象事業実施区域周辺に存在する宇部興産(株)宇部地区工場の事業内容を考慮して予測、評価がなされていることから、当該工場全体の協力を得ながら、大気環境及び水環境への影響の低減、温室効果ガスの排出抑制に努めること。

(個別的事項)

1 大気環境

- (1) 石炭とオイルコークスとの混焼割合に関する方針及びばい煙に関する排出諸元の設定根拠等について、事業計画の内容として明らかにすること。
- (2) 石炭及びオイルコークスの利用に伴い発生する排ガス中に含まれる重金属等による大気質への影響について、定量的に予測・評価し、その結果を明らかにすること。
また、使用する燃料の性状を大幅に変更する場合には、あらかじめ重金属等の含有量等を確認し、環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (3) 宇部市の貴重な自然環境の一つである霜降山周辺における大気環境への影響の程度を明らかにすること。

2 水環境

付着生物防止剤（過酸化水素）について、魚類等への影響について半数致死濃度以外の指標又は既存の知見等と比較して予測、評価を行い、その結果を明らかにすること。

また、放流口における過酸化水素濃度の測定方法及び測定頻度の決定理由を明らかにすること。

3 廃棄物等

建設発生土を事業地外において処分する場合の有害物質に関する調査手法等について明らかにし、処分に当たっては、環境保全上支障のないよう適正に実施すること。

4 事後調査等

(1) 施設稼働後の一定期間、漁獲対象資源の変動状況について調査を実施し、その変動の要因が温排水によるものと判断された場合、必要に応じて適切な環境保全措置等を講じること。

(2) 取放水設備の工事中、周辺海域においてSSの監視を行うとともに、管理目標値を明らかにした上で管理目標値を超える場合は必要な環境保全措置を講じること。

5 その他

(1) 評価書の作成に当たっては、環境影響評価結果について、具体的かつ定量的に記載するよう努めるとともに、環境の保全のための措置については、その検討状況を含めたものを記載すること。

(2) 環境影響の予測の前提となった環境保全措置を確実に実施すること。

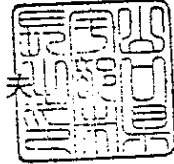
(3) 工事中において、新たに重要な動植物種が確認された場合は、当該種の生態を把握した上で、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

(4) 工事に係る管理体制、連絡体制を事前に整備し、環境保全上の支障が生じた場合等においては、速やかに適切な措置を講じるとともに、関係行政機関等にその概要、講じた措置等について報告すること。

字 環 共 第 78 号
平成12(2000)年4月26日

山口県知事 二 井 関 成 様

宇部市長 藤 田 忠 夫



ユービーイーパワーセンター発電設備環境影響評価準備書
に関する意見について（回答）

平成12年2月28日付、環境保全第2100号で照会のありました『環境影響評価準備書』につきましては、平成10年12月22日付、環境保全第2072号で照会のありました『環境影響評価方法書』に関する国・県・市の意見を概ね誠実に反映されているものと考えますが、環境保全の見地から、環境影響評価書の作成及び事業実施にあたっては、下記事項について特に意見を付します。

記

1 大気環境

- ① 本市の貴重な自然環境の一つである霜降山への大気汚染について予測・評価を行い、環境影響評価書へ記載すること。
- ② 燃料中に含まれる重金属等微量成分には、低濃度であっても長期間にわたる排出総量が環境汚染を招く恐れがあるため、使用燃料の選択にあたっては十分考慮すること。
- ③ 浮遊粒子状物質は、短期的評価による環境基準が達成されていない状況にあり、ばい煙排出量の厳格な管理を行うとともに、集塵装置の維持管理を徹底すること。

2 水環境

- ① 温排水については、事後調査を実施するとともに、周辺海域への影響を極力抑制するよう、排水温度の管理を徹底すること。

3 廃棄物等

- ① 発生する工事残土は、新たな土壌汚染の原因とならないよう安全性を確認し、適正に処理すること。

4 記述にあたっての留意事項

①事業概要等について

石炭使用量、石炭灰発生量、排ガス量、ばいじん量、冷却水使用量など、事業規模や環境負荷を表す諸量単位に統一性をもち、相互比較しやすい形とすること。

②ばい煙排出諸元について

石炭、石油コークスの使用割合、硫黄含有量、除外施設の除去率など、予測数値の設定根拠を明記すること。

③大気汚染濃度の予測と評価について

環境濃度の予測にあたっては、用いた実測濃度、寄与濃度の区別を明確にすること。

④可能な限り総量での予測・評価を記載すること。

5 その他

- ① 宇部興産グループ全体として、環境負荷の低減に努め、環境影響評価準備書に記載された環境保全措置の確実な励行はもちろんのこと、総合的な環境保全対策を継続すること。

- ② 地球温暖化防止を視野に入れ、関連事業所とも連携し、可能な限り省エネルギー対策や新エネルギー利用の促進に努めること。

- ③ 環境影響予測・評価及び事業計画において、環境保全上、重要な変更が生ずる場合は、事前に市と協議すること。